

## 日本医師会 A C L S ( 二次救命処置 ) 研修について

平成 16 年 2 月 24 日

このたび、日本医師会では、「日本医師会 A C L S ( 二次救命処置 ) 研修」(以下、「本研修」)をスタートさせるため、本日の常任理事会において要綱および細則を定めるとともに、運営委員会を設置しました。

### 目的・定義

本研修では、日本医師会員の生涯教育として A C L S 教育を位置づけ、医師による効果的な救命処置・治療の実施を推進することで、救急患者の救命率及び社会復帰率の向上に資することを目的としています。

具体的には、日本医師会会長が、地域の医師会等が実施する A C L S 研修会を指定し、それを修了した医師に修了証を交付します。なお、ここでいう A C L S とは、Advanced Cardiac Life Support ( 二次救命処置 ) のことをいいます。

### 基本理念

本研修では、下記の事項を基本理念として掲げています。

- 1 . A C L S 研修を、日本医師会の生涯教育に位置づけること
- 2 . 医師による救命処置・治療実施の意義を訴え、それを推進するものであること
- 3 . わが国の A C L S 教育の整合を図るものであること
- 4 . 主たる対象者を、常時救急医療に従事しない全ての医師とすること
- 5 . A C L S 研修会を修了した者が、継続的な研鑽に励むことを推進するものであること

### 研修会

日本医師会会長は、所管都道府県医師会長の申請により、各地の A C L S 研修会について、次の基準に照らして審査し、その内容等を勘案して指定を行います。

申請期間は、その研修会実施日の前後 1 年間です ( 経過規定あり ) 。

- 1 . 学習目標が、下記の表に掲げられている事項と合致すること
- 2 . 教育内容が、救急医療設備の限られた医療機関等での心停止例を考慮していること
- 3 . 主な対象者が、常時、救急医療に従事しない医師であること
- 4 . 教育内容が、標準カリキュラムと同等又はそれ以上であると認められること
- 5 . 講師やインストラクター等が、救急蘇生法に精通している者であること
- 6 . 実習が、受講者を 1 グループ最高 6 人に分けて行うものであること
- 7 . 実習の内容が、気管挿管及び除細動の習熟を含むものであること

- 8 . 気管挿管器具、A E Dや訓練用人形等、所定の器具等を用いた実習であること
- 9 テキストが、「救急蘇生法の指針」(医師用)又はこれに準拠するものであること

### 【学習目標】

コース目標	系統的なA C L Sアプローチに基づいた、急変患者への適切な対処やチーム蘇生の方法を習得する
学習目標	突然の心停止に対して最初の10分間の適切な蘇生法を修得する
到達目標	A C L SアルゴリズムにおけるPrimary ABCD survey、Secondary ABCD surveyについて説明できる
	蘇生を始める必要性を判断でき、行動に移すことができる
	B L S (一次救命処置)に習熟する
	A E D (Automated External Defibrillator。自動体外式除細動器。以下、「A E D」)を安全に操作できる
	心停止の4つの心電図波形を診断できる
	除細動の適応を判断できる
	除細動を安全かつ確実に行うことができる
	状況と自分の技能に応じた気道管理法を選択し実施できる
	気道が確実に確保できているかどうかを判断できる
	状況に応じて適切な薬剤を適切な方法で投与できる
	治療可能な心停止の原因を知り、原因検索を行動にできる
経皮ペースティングの適応を述べるることができる	

### 修了証の交付

日本医師会長は、所管都道府県医師会長からの申請により、指定研修会を修了した医師について、修了証を交付します。交付は、都道府県医師会長、研修会実施主体を經由して行います。

また、継続的な研鑽を評価するため、修了証を交付した医師が、再び指定研修会を受講・修了したときには、証票を交付します。さらに、脳卒中や外傷への初期対応等、本研修の学習目標等を超えた内容の研修(オプション研修)を修了した場合にも、同様に証票を交付します。

日本医師会では、修了証の交付の際、修了者の氏名及び住所や指定研修会の名称等を修了者名簿に登録します。

### 研修会の指定、修了証の交付の取扱い

研修会実施主体が、法令等にしがった上で本研修の指定を受けたことを広告することはかまいません。ただし、営利を目的とする場合や本研修の品位を損なう場合を除きます。また、修了証の交付を受けた者についても同様です。

### 手数料その他の費用

日本医師会は、研修会の指定、修了証の交付や修了者名簿への登録にあたり、研修会実施主体や申請者等から、手数料その他の費用等を徴収しません。

### 施行期日・経過措置

本研修は、平成16年3月1日より、施行します。

なお、経過措置として、施行日前に実施した研修会およびその修了者は、その実施日・修了日に関わらず、本研修の対象とみなします。

### 日本医師会の責務

本研修において、日本医師会は、我が国における救急患者の救命率及び社会復帰率の向上に努めること、および生涯教育等によりACLSの普及啓発を図ることに努めることをその責務とします。

さらに、次の事項を中心に検討し、その実施に努めることとしています。

- 1．わが国のACLS教育に関するテキストの整合
- 2．わが国のACLS教育の講師やインストラクター等の養成カリキュラムの統一
- 3．わが国のACLS及びACLS教育に要する機器等の導入の推進方策
- 4．わが国の救急医療に従事する医師に対するACLS教育の普及
- 5．本研修の効果に対する検証

### その他

本研修要綱および細則等は、日本医師会ホームページ（一般向け）内の「ドクターのみなさんへ」(<http://www.med.or.jp/doctor/doctorf.html>)に、掲載しています。

近日中にQ & Aを掲載する他、本研修に関する情報を今後ご案内していく予定です。

---

日本医師会担当役員

羽生田 俊 常任理事

（救急医療担当）

# 日本医師会 A C L S ( 二次救命処置 ) 研修 イメージ

